≪埼玉県・市町村生活再建支援金の概要≫

()は単数世帯 ※1

1 支給対象世帯	2 支援金				
	基礎支援金	加算支援金		合計	
	支給額	住宅の再建	支給額		
		方法 ※ 2			
(1) 第 2 条第 2 号アに	100 万円	建築・購入	200 万円	300 万円	
該当する全壊世帯	(75 万円)		(150 万円)	(225 万円)	
(2) 第 2 条第 2 号イに		補修	100 万円	200 万円	
該当する半壊世帯			(75 万円)	(150 万円)	
(3) 第 2 条第 2 号ウに		賃 借	50 万円	150 万円	
該当する長期避難世帯			(37.5万円)	(112.5万円)	
(4) 第 2 条第 2 号エに	50 万円	建築・購入	200 万円	250 万円	
該当する大規模半壊世	(37.5万円)		(150 万円)	(187.5万円)	
帯		補修	100 万円	150 万円	
			(75 万円)	(112.5万円)	
		賃 借	50 万円	100 万円	
			(37.5万円)	(75 万円)	
(5) 第 2 条第 2 号オに	_	建築・購入	100 万円	100 万円	
該当する中規模半壊世			(75 万円)	(75 万円)	
帯		補修	50 万円	50 万円	
			(37.5万円)	(37.5万円)	
		賃 借	25 万円	25 万円	
			(18.75 万円)	(18.75万円)	

- ※1 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が 1である被災世帯をいう。
- ※2 住宅の再建方法について、2以上の該当がある場合は、表の定める額の うち最も高いものとする。

≪埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要≫

()は単数世帯

1 支給対象世帯		2 半壊特別給付金
第2条第2号カに該当する	補修	50 万円(37.5 万円)
半壊世帯	賃借	25 万円(18.75 万円)

≪埼玉県・市町村家賃給付金の概要≫

1 支給対象世帯	2 給付金		
	支給額	支給期間	
特別な理由(第3条第2項)により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯(第3条第2項)	入居する民間賃貸住宅の賃借料(敷金、礼金、権利金、 共益費、管理費等を除く。) 相当額で、月額6万円(5 人以上世帯では9万円)を 上限	民間賃貸住宅に連続 して入居する期間と し、最長 12 月	